会員規則一部変更のお知らせ

2024 年 3 月 1 日

日頃よりジェクサー・フィットネス＆スパ大塚をご愛顧賜り、心より御礼申し上げます。
この度、会員規則を一部変更、追加する運びとなりましたためご案内させていただきます。

【改正日】
2024 年 4 月 1 日（月）

【内容】
(会員資格）第 4 条

会員は、本会則に同意した方で、クラブが入会を承諾した方とします。但し、次の各号に該当する方は会員資格がありません。

【変更前】

(6) 満１６歳未満の方（但し、別に定められた資格に該当するスクール会員は除く）

【変更後】

(6) 満１６歳未満の方（但し、各クラブの会員種別にて定められた資格に該当する会員は除く）

(契約解除）第 11 条

【追加前】

クラブは、会員が次の各号に該当すると認めた場合は即時契約解除とすることができます。

【追加後】

クラブは、会員が次の各号に該当すると認めた場合は即時契約解除とすることができます。また契約解除となった場合、第 15 条に定める諸会費の返還はいたしません。

(休会及び復会）第 12 条

【変更前】

2. 休会は月単位で最大 3 ヶ月まで休会ができるものとし、届け出た期間の満了を持って復会します。

【変更・追加後】

２．休会は月単位で最大３ヶ月まで休会できるものとし、本人が休会希望前月のクラブが指定した期日までに所定の手続きを完了し、第 15 条に定める諸会費を支払うことにより月単位で休会できます。

３．休会期間は、前項で所定の手続き時に取り決めた期日をもって終了し、翌月より原則休会前の会員種別に自動的に復会し、第 15 条に定める諸会費を所定の方法で支払うものとします。休会期間終了に関するクラブからの連絡は行いません。

４．休会期間中に復会を希望する場合は、休会取消をすることができ、復会手続きをした日に、第 15 条に定める休会費と休会前の会員種別の月会費の差額を支払うこととします。

何卒、宜しくお願い申し上げます。

ジェクサー・フィットネス＆スパ大塚